

## WTO農業交渉に関する地方説明会（東海ブロック）の概要

1 日 時：平成 20 年 3 月 17 日(月) 13:30~15:10

2 場 所：名古屋能楽堂 会議室  
(名古屋市中区三の丸一丁目 1 番 1 号)

3 参加者：約 70 名

4 説明者：農林水産省国際経済課 大澤課長

### 5 質疑応答の概要

Q： 日本の農業にとって、WTO交渉がまとまらない方が良いのではないかという印象を受けた。今回の交渉がまとまることによって、日本農業にとってどのようなメリットがあるのか教えて頂きたい。

また、国内支持で日本は既に約束水準の 85%まで削減しているとの説明であったが、「攻めの農業」で輸出にも力を入れるということを考えれば、EUのように約束水準の 54%程度の削減で輸出しているように、もっと国内支持を上げて良いのではないか。

A： 端的に申し上げて農業に関しては、ほとんどメリットはない。

一方、日本は貿易立国であり、工業製品、自動車等の輸出の関税が下がることはメリットが大きい。アンチダンピングの関係で、アメリカが自国の法律を頼りにして、外国の安価で良い製品がある場合に関税を上げるということを出来難くするというメリットは考えられる。

貿易のルールは工業品、農産品全てに適用されるものであるから、国際ルールの中でルールを守っていく必要があるし、日本全体としてのメリットを考えていくことが重要である。

農業について言えば、日本で作れない物は、関税が下がった方が値段が下がることからメリットがあるが、食料自給率が 40%を切るなかで、多くの国民に不安感があるのではないか。最近では外国産の食品の安全性を注視する中で、国内生産を維持していく、少しでも食料自給率を上げていくことが国民的課題となっている。WTOのルールとうまく折り合いをつけながら、国内自給率の課題を検討していくことが、政府としての課題である。

国内支持については、増やすことを禁止している訳でなく、上限を決めているだけであるので、余裕があるという説明をしたが、全部削減するものではない。国内支持をどうしていくかについて、WTO交渉のルールに従う前に、国内の農業の生産体制をどうしていくのかという点から考えていく必要がある。WTO交渉の前に日本の財政状況であるとか、政策の優先順位等の中で決まっていく話である。

輸出についての補助金は、今回の交渉において禁止されることになっている。日本はウルグアイ・ラウンドの時も出していないので、今でも輸出補助金は使えないというのが基本ルールとなっていることを御理解頂きたい。だからといって、品目横断的経営安定対策などの補助金を使えない訳ではなく、これらは国内農業の体質強化の補助金として引き続き実施していくこととしている。

Q： モダリティ確立について、品目別に決まってくると思うが、一般の消費者に対するコンセンサスはどのように決まっていくのか教えていただきたい。

A： モダリティについては、品目別の細かなものにはならない。あくまで一般的なルールとして決まるので、米で何%、野菜で何%とはならない。重要品目、一般品目別に何%として決まる。

品目別には、20%以下の品目は削減しても国内生産上それほど影響を与えないが、関税が200%を超える品目については、輸入を前提にして関税をかけている訳ではないので、この部分については一定の関税水準を皆様の御理解を得ながら進める必要があり、本日の説明会もその主旨で御説明させていただいているところである。

Q： 米、砂糖等については、関税の網をくぐって、調製品として砂糖や米にいろんな物を混ぜたりして入ってきて、国内の産業に影響している。国によっては、ある程度の枠を設けて規制をかけていると聞いているが、日本の場合はほとんど規制なく入ってきている。このような規制に対してどのようにお考えか。

A： どういう国か承知していないが、米については、日本以上に厳しくやっている所はないと思う。日本にとって米は重要な穀物であり、少なくとも関税を守る、ミニマムアクセスを増やさないようにすることを最大の目標にしているところである。

砂糖はヨーロッパが問題。詳細は承知していないが、ヨーロッパは昔の自国の植民地からの輸入は優遇して関税が低く、その他の国には高い関税を設定しており日本より制度が複雑である。したがってここでも日本より厳しくやるのは無理だし、そのようにも聞いていない。

Q： でん粉業界で働いているが、昭和41年からでん粉の抱合せ制度が始まり、平成19年10月にこの制度が無くなった。国産でん粉の枠であるとかトウモロコシの枠とかそれぞれに枠を設定して、1年を2回に分けて発表されるというのが今の制度である。

これをもう少し弾力的に、例えば、トウモロコシがアメリカでエタノールの原料となっていて、需要が益々増えていく中で、トウモロコシの枠がちゃんと確保できるように臨機応変な改革をお願いしたい。

A： でん粉関係についても、高い枠外関税を張っている品目として国内生産

と調整を図っていくことが基本であるが、関税割当制度の運用については、でん粉については用途が沢山あるので、非常に複雑でかつ柔軟な対応を求められるという趣旨のご指摘だと思う。今の話は要望として承り担当部局へ伝えたい。

Q : ドーハ・ラウンド後の農業政策について、現時点でどのように考えているか教えて頂きたい。交渉で手一杯のところもあると思うが、少なくとも交渉による農業のメリットは無いということで、農業は厳しくなっていく中で、今後の農業政策について教えていただきたい。

A : 現在交渉しているところであり、今後の対応について考えるのは時期尚早である。なるべく影響を少なくするようにやっていくこともそうであるが、日本全体として、メリットがどこにあるのか決まってからでないと、どういう対策を取れば良いか決められない。新基本法でいくつかの基本的な方針を示しているところであり、食料自給率の維持向上のために価格施策から所得施策への大きな流れを出している。食料だけでなく、食料、農業、農村という枠の中で色々考えていくということであり、大まかな路線としては、新基本法を推進していくということである。